

加古川市と兵庫大学・兵庫大学短期大学部との地域創生に係る 連携協力に関する協定について

1 目的

加古川市と兵庫大学・兵庫大学短期大学部が、将来にわたり活力ある地域社会の実現に向けて、連携及び協力関係を強化し、地域創生に資する活動を推進するため、協定を締結する。

2 連携協力事項

- (1) 子育て支援及び教育に関すること
- (2) 若者等の就労及び地域産業の振興に関すること
- (3) 安全・安心な地域づくりに関すること
- (4) 定住促進及び交流人口・関係人口の拡大に関すること
- (5) スマートシティの推進に関すること
- (6) その他、本協定の目的達成に必要なと認められる事項に関すること

3 協定締結日

令和3年6月9日（水）

4 今後の展開

「子育て支援及び教育に関すること」に関し、兵庫大学の学生と市内保育施設とのオンライン就職相談会の開催に向けて協議を進めている。

また、「安全・安心な地域づくりに関すること」に関し、大学施設の福祉避難所としての活用に向けて検討を始めている。

さらに「スマートシティの推進に関すること」に関し、データサイエンスを専門とする教授の知見を生かした講演を検討している。

その他の連携協力事項についても、市と大学の間で定期的に情報交換を行い、具体化に取り組む。

加古川市と兵庫大学・兵庫大学短期大学部との地域創生に係る連携協力に関する協定書

加古川市（以下「市」という。）と兵庫大学・兵庫大学短期大学部（以下「大学」という。）は、将来にわたって活力ある地域社会の実現に向けて、これまで以上に連携及び協力関係を強化し、地域創生に資する活動を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市及び大学が、互いの持つ資源や強みを生かし、地域創生に関わるまちづくりの各分野で協働することにより、地域の課題を解決し、持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 市及び大学並びにそれぞれの関係機関は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）子育て支援及び教育に関すること
- （2）若者等の就労及び地域産業の振興に関すること
- （3）安全・安心な地域づくりに関すること
- （4）定住促進及び交流人口・関係人口の拡大に関すること
- （5）スマートシティの推進に関すること
- （6）その他、本協定の目的達成に必要と認められる事項に関すること

（連携協力の推進）

第3条 前条の規定による連携協力（以下、「連携協力」という。）を推進するため、相互に情報共有と意志疎通に努めるものとする。

- 2 連携協力を円滑に進めるため、双方に連絡調整を担当する部署を定めるものとする。
- 3 連携協力の具体的な取組の実施にあたり、原則として両者において各々応分に負担することとし、協議のうえ、これを決定するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 市又は大学のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに市又は大学のいずれからも特段の意思表示がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 市及び大学並びにそれぞれの関係機関は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、市及び大学が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため本書を2通作成し、署名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年6月9日

加古川市加古川町北在家 2000
加古川市
加古川市長

加古川市平岡町新在家 2301
兵庫大学・兵庫大学短期大学部
学長